

寄附をいただいた企業へのベネフィット設定基準

大津町企業版ふるさと納税実施要綱に基づき寄附金を納入いただいた企業に対し、寄附に対する感謝の気持ちを表すため、下記のとおりベネフィットを設定する。

なお、いずれの内容においても、企業側の意向を踏まえて実施を判断するものとする。

記

	寄付金額	内容
1	10万円以上	<ul style="list-style-type: none">・町ホームページへの企業名等の掲載・感謝状の送付
2	50万円以上	上記内容に加え、 <ul style="list-style-type: none">・町長からの感謝状贈呈式の開催、町長との意見交換の場の設定・広報誌掲載・視察受け入れ（町の取組について）
3	1,000万円以上	上記内容に加え、 <ul style="list-style-type: none">・紺綬褒章への推薦 <p>（参考）紺綬褒章の授与対象</p> <ul style="list-style-type: none">公益のため私財を寄付した方個人：500万円以上団体：1,000万円以上